

参加申込書

『狭あい道路解消を考えるセミナー』

令和6年11月29日（金）開催

所属組織

TEL(直通)

FAX

E-mail

連絡先方の氏名(連絡窓口)

	所属名 例) ○○課○○係	役職	氏名
1			
2			
3			
4			
5			

狭あい道路とは

都市計画区域内にある建築物の敷地は、原則として幅員4 m 以上の道路に2 m 以上接するよう、建築基準法（昭和25 年法律第201号）で定められています。昔から幅員が4 m 未満の道沿いに立ち並んだ建築物の救済措置として、基準時以前から建物の立ち並びがあり、幅員1.8 m 以上4 m 未満の道で、行政が指定した道を「狭あい道路」（建築基準法第42条第2 項の道路・みなし道路）と呼びます。

お申し込みは、**公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会**へいずれかの方法でお願いします。（TEL 099-256-0336）

FAXまたはメールから申し込み

上記参加申込書を送付ください。

FAX **099-259-5380**

E-mail kkoukyo@athena.ocn.ne.jp

申込フォームから申し込み

QRコードはこちら ▶



フォームURL

<https://forms.gle/BboCKHeZKt8gFyfW9>